

平成25年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第217回定例会 7月23日開会

7月23日閉会

第 2 1 7 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 2 5 年 7 月 2 3 日（火曜日）

第217回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成25年7月23日(火)

出席議員(17名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	4番 谷津 睦夫 君
5番 佐藤 長成 君	6番 馬場 勝彦 君
8番 菅原 研治 君	9番 秋山 昇 君
10番 佐藤 貴久 君	11番 斎藤 万之丞 君
12番 吉野 敏明 君	13番 加藤 克明 君
14番 舟山 彰 君	15番 大浪 俊憲 君
16番 大宮 博吉 君	17番 海川 正則 君
18番 佐藤 吉市 君	

欠席議員(1名)

7番 村上 満 君

説明のため出席した者

理 事 長 風 間 康 静 君	理事長職務代理者 滝 口 茂 君
理 事 大 友 喜 助 君	理 事 村 上 英 人 君
理 事 梅 津 輝 雄 君	理 事 伊 勢 敏 君
理 事 佐 藤 英 雄 君	理 事 小 山 修 作 君
理 事 保 科 郷 雄 君	助 役 岩 間 利 裕 君
教 育 長 佐 藤 隆 夫 君	監 査 委 員 佐 藤 長 壽 郎 君
会 計 管 理 者 倉 繁 敏 行 君	総 務 課 長 佐 藤 克 也 君
企画財政課長 阿 部 和 之 君	滞納整理課長 木 村 洋 君
介護保険課長 佐 藤 直 之 君	業 務 課 長 加 藤 弘 一 君
消 防 長 大 松 敏 二 君	次 長 穴 戸 克 美 君
管 理 課 長 佐 藤 義 信 君	消 防 課 長 咲 間 定 実 君
教 育 次 長 岡 田 定 一 君	業務課技術補佐 阿 部 直 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 正 俊 君 書 記 佐 藤 盛 一 君

議事日程

平成25年7月23日(火) 午後3時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(公用自動車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について
- 第 7 第12号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 8 第13号議案 角田消防署丸森出張所庁舎建設工事請負契約の締結について
- 第 9 第14号議案 (仮称)仙南クリーンセンター建設用地の取得について
- 第10 第15号議案 化学消防ポンプ自動車の取得について
- 第11 第16号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)

追加日程

- 第 1 議発第 1号 仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 議発第 2号 仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

午後4時43分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

報告第 3号 専決処分の報告について（公用自動車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）

報告第 4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

第12号議案 教育委員会委員の任命について

第13号議案 角田消防署丸森出張所庁舎建設工事請負契約の締結について

第14号議案 （仮称）仙南クリーンセンター建設用地の取得について

第15号議案 化学消防ポンプ自動車の取得について

第16号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

議発第 1号 仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例

議発第 2号 仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

午後3時 開会

○議長（海川正則君） これより、第217回仙南地域広域行政事務組合定例会を開会致します。直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、7番村上満君から欠席の届け出があります。

ただ今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立致しました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、6番馬場勝彦君、11番斎藤万之丞君の両名を指名致します。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定と致しました。

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、ご了承願います。

次に理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。皆さんこんにちは。本日ここに、第217回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、行政報告と致しまして、はじめに、当組合に対して損害賠償を請求する訴状の提出についてであります。去る6月12日、（仮称）仙南クリーンセンターの旧建設候補

地であった角田市毛萱字丸森地内の土地に関し、当組合に対して損害賠償を求める訴状が、角田市●●●●●●●●●●の●●●●●氏より仙台地方裁判所に提出されました。請求額は、転売機会の喪失による損害3,000万円等、総額4,290万円の損害賠償を求めるとの主張であります。今後、答弁書の提出を経て8月9日に口頭弁論が予定されており、組合としては平成20年度から22年度にかけて消防の救助事案の訴訟を担当して頂いた白石市にある●●●●●●●●の●●●●●弁護士に依頼し、裁判の場で組合の考えを主張して参りたいと考えております。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター施設整備運営事業についてであります。本事業については、去る5月8日に入札公告を行い、5月20日から24日までの間に入札説明書等に対する第1回目の質問を受付けた結果、約400件の質問が寄せられ、6月14日に組合ホームページ上で回答を公表したところであります。本事業の入札に参加しようとする者からの入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付は、6月24日に行い、複数の企業グループからの応募がありました。この応募者については、入札参加資格要件を厳正に審査し、去る7月3日の理事会において参加資格要件に適合しているとの判断を行い、同日付けで応募者に対し通知したところであります。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除徹底等の観点から、応募があった企業グループ名や応募者数等の情報については、事業者選定委員会の審査を経て、理事会において決定するまでは、公表致しませんので、御理解を賜りますようお願いを致します。今後は、入札説明書等に対する第2回目の質問を受け付け、その回答の公表手続きを経て、9月4日に入札書、事業計画提案書等の受け付けを行い、11月上旬には落札者の決定及び公表を行う予定としております。

次に、東日本大震災の被災ごみに係る支援についてであります。宮城県の要請による津波被害が大きかった沿岸部の名取市、岩沼市、亘理町及び山元町からのガレキ焼却後の焼却灰の受け入れについては、2月議会にて御報告申し上げておりましたが、1月21日の受け入れ開始から6月26日をもって終了したところであります。搬入数量は、組合の埋立期間1年分に相当する約8,000立方メートルの予定に対し、実搬入量は7,994立方メートルでありました。また、搬入された焼却灰については、放射線対策を講じ、国が定めた基準値8,000ベクレル以下に限り、搬入車両についても、1台ごとに放射線量を測定し、安全であることが確認できたものだけを搬入させたものです。当組合が県内被災地の復興支援に関わることができましたのも、仙南最終処分場の地元関係各位の方々をはじめ、議員各位の御理解と御支援の賜物であると深く感謝申し上げる次第であります。

次に、消防出張所庁舎の完成についてであります。懸案でありました白石消防署蔵王出張所及び大河原消防署川崎出張所の消防庁舎が、去る6月25日と28日に、それぞれめでたく完成致しました。蔵王出張所については、木造平屋一部鉄骨造で、建築面積は498.72平方メートル、また、川崎出張所は、同じく木造平屋一部鉄骨造で、建築面積は40

6. 42平方メートルとなっております。両庁舎ともに、事務所、仮眠室のほか、洗浄消毒室、出場準備室、消防用ホース乾燥塔、非常用発電設備等の設備を備え、地域住民の安全・安心の拠り所になるものと確信致しております。

次に、組合における平成25年度の給与削減について報告致します。政府は、地方公務員の給与水準が国家公務員を超えている団体、すなわち、ラスパイレス指数が100を超えている団体に対し、その差を解消するよう要請したところであります。当組合職員の給与水準であります、ラスパイレス指数は99.3と、構成市町で最も低い指数であります。また、組合職員の管理職手当については、規則で定める元々の支給額が少ないことに加え、平成19年度以降、既に支給額から4割を削減している状況であります。従いまして、組合では既に国家公務員の給与削減を上回る内容で取り組みを行っている現状から、今年度の給与削減は実施しないということとするものであります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、A Z 9 ジュニア・アクターズのオーディションの結果についてであります。将来の圏域を担う人材育成事業として継続実施しておりますA Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業であります、本年度も第21期生として、圏域内の小学4年生から6年生の児童を対象に募集致しましたところ、19名の応募者があり、去る6月23日にオーディションを行い、参加した18名を選考したところであります。第19期生、第20期生と合わせ、計37名のジュニア・アクターズは、演出家から演技など舞台芸術の指導を受け、来年2月の拠点公演に向け、レッスンを開始したところであります。以上、御報告を致します。

日程第4 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、2名であります。通告順に発言を許します。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30分以内とするのを例としております。残り5分前に1回、終了時の2回ベルを鳴らしますので、ご承知願います。

それでは、12番、吉野敏明君の登壇発言を許します。

○12番（吉野敏明君） 議長の許しを頂きましたので、12番、吉野敏明です。3項目について一般質問させて頂きたいと思います。

1、柴田斎苑の更新計画について、2月26日に開催されました第214回議会定例会の際に、（仮称）仙南クリーンセンターの整備計画に係る債務負担行為が設定されたことに関して、将来の全体的な財政シミュレーションが見えていない状況から、今後の財政負担の資料も示して頂きたいをお願いをしたところ、去る5月21日に開催されました議会全員協議会で10か年の財政計画について説明があったところであります。この計画を

見ますと白石斎苑並びに柴田斎苑の更新計画が、平成26年度から着手することとして記載されておりますが、柴田斎苑は、かなり老朽化が進み、黒煙、臭気の排出はもとより、煙突も傾斜しているのではと感じております。私も仕事柄、丸森町に設置されている、あぶくま斎苑をはじめ、色々な場所の火葬場に行っておりますが、あぶくま斎苑は、人生終焉の場所としてふさわしい施設であるとともに、御遺族、御親族にとっても安らぎと追想の時を過ごせる施設であると思います。柴田斎苑については、冒頭に述べたように、かなり老朽化が進んでいることから、当町の議会においても話しが出されておりますが、現在、柴田斎苑の建設計画について、どの程度、話し合いがもたれているのか伺いたい。

2項目目、消防無線のデジタル化について、東日本大震災により、これまでのアナログからデジタル無線に更新されたことは仙南地域広域行政事務組合としても前倒しで、それも国庫補助金で整備された事は不幸中の幸いでもあったと思います。当初の計画では中継所が7ヶ所であったが、震災復旧という観点から5ヶ所の更新となったものでありますが、現在の5ヶ所の中継所でデットスポット、不感地帯は無いものなのか。ある場合はどのような運用をしているのか。

3項目目、住宅用火災警報器の設置状況について、10か年財政計画によると、災害弱者を守るため、住宅用火災警報器の普及促進により、火災予防対策の強化に努めるとありますが、2市7町の住宅用火災警報器の設置状況について説明頂きたい。また、住宅用火災警報器を設置していた為に、大きな火災事故にならなかった事例があれば教えて頂きたい。以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。吉野議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

はじめに、大綱1項目の柴田斎苑の更新計画についてであります。柴田斎苑については、昭和42年に、大河原町、村田町及び柴田町の3町で構成していた柴田地方火葬場組合で建設し運営を行い、その後、昭和47年に当組合が設立されたことにより、火葬場組合から運営事務を移管された施設であります。議員御指摘のとおり、柴田斎苑は既に46年が経過し、施設は、年々老朽化している状況にあり、財政10か年計画には、政策的事業として掲載しているところであります。この柴田斎苑整備事業については、平成15年度から財政計画に掲載しているものの、当時、構成町の財政が厳しい状況にあったこと、また、組合の一大事業として（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業を控えていることなどから、財政状況を鑑み、実施に至らなかった状況にありました。柴田斎苑の建設計画について、どの程度、話し合いがもたれているのか、との御質問についてですが、平成17年度頃から、毎年1回程度であります。担当課長会議を開催し、現在の柴田斎苑の維持補修方法、また、財政計画に基づく、事業経費の算定等について話し

合いを行ってきております。しかしながら、柴田斎苑整備事業に関しては未だ3町の合意形成が図られていないことから、理事会においては、この計画の内容を協議するには至っていないところであります。過日、4月の理事会において10か年財政計画を説明したところ、村田町長からこの柴田斎苑整備事業について、関係町の合意形成を図って、確実なスケジュールを早期にまとめ整備事業を推し進めるよう、申し入れがありました。組合としては、今後、3町の合意形成を図りながら、施設を整備するうえでの事業計画、財政計画、事業方式などを検討し、事業スケジュールを早期に取りまとめて参りたいと考えております。

続いて、大綱2項目、3項目の御質問については、消防の専門的な分野の事項ですので、消防長より答弁を致させます。

○議長（海川正則君） 消防長。

○消防長（大松敏二君） それでは、理事長の命によりまして、吉野議員の御質問にお答え致します。

はじめに、大綱2項目の消防無線のデジタル化についてであります。議員御承知のとおり、従来の消防救急アナログ無線につきましては、使用期限が平成28年5月31日までとされております。このことから当組合といたしましては、東日本大震災の発生前より消防救急無線のデジタル化への準備を進めていたところであります。その準備段階において、アナログ無線運用時に存在していた不感地帯を解消するため、管内7ヶ所にデジタル無線中継所を設ける計画を立てておりました。そのような中、東日本大震災の発生に伴う災害復旧補助事業の一環として、当組合の消防救急無線のデジタル化が国から採択され、このほど整備を完了したところであります。しかし、無線中継所については、当初の計画どおり7ヶ所として申請したところ、不感地帯の解消は災害復旧の目的から外れているとのことで、5ヶ所に変更整備したものであります。この5ヶ所の中継所での不感地帯であります。本年4月1日から消防救急デジタル無線の運用を開始したところ、これまでのアナログ無線の通信エリアに比べて格段に通信エリアが広がっていることが判明致しました。しかしながら、依然として管内の山間部を中心に不感地帯が存在していることも事実であります。このことから、これらの不感地帯においては、発生した各種災害対応に支障をきたさないように、火災活動等においては各署所の基地局及び消防車両により無線中継することで、災害現場と消防本部との通信を確保しております。また、救急活動につきましては、特に、不感地帯が多くなっている七ヶ宿町及び丸森町を管轄している両出張所の救急車に、車載型の衛星携帯電話を装備致しまして、救急搬送に支障をきたさないように万全を期しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大綱3項目、住宅用火災警報器の設置状況についてであります。住宅用火災警報器につきましては、平成16年に消防法が改正されたのを受け、平成17年10月の議会

定例会において当組合火災予防条例の一部改正の議決を頂き、住宅用防災機器の設置及び維持管理に関する基準等を定め、既存の住宅については平成 20 年 5 月までに設置することとなっていたところであります。1 点目の管内 2 市 7 町の設置状況についての御質問であります。本年 4 月 1 日現在の普及率は、最も高いところで 94.7 パーセント、最も低いところでは 77.8 パーセントで、管内全体の平均普及率は 86.8 パーセントとなっており、全国平均普及率の 77.5 パーセントを上回っております。2 点目の住宅用火災警報器を設置していたために大事に至らなかった事例があったかとの御質問であります。平成 23 年 4 月に当管内において発生した火災事例があります。この火災は、早朝 4 時頃に一般住宅の 1 階居間付近から出火した建物火災であります。当時、出火建物の 2 階には 30 代の夫婦と 3 人の子供、そして祖父の 6 名が就寝しておりました。母親がピーピーピーという音で目を覚まし、2 階の寝室から出たところ、階段の天井に設置されていた住宅用火災警報器が鳴っているのに気付き、2 階で寝ていた家族に火事だ、火事だと大声で叫んで火事を知らせたことにより、家族全員が無事避難したという事例がありました。住宅用火災警報器が設置されていなければ、最悪の事態を招いた可能性が非常に高かった事例であります。この他にも、ガステーブルに天ぷら鍋をかけ忘れたものの、住宅用火災警報器の作動により初期消火に成功し、大事に至らなかったといった事例が年数件報告されておりますことから、今後、あらゆる機会を利用して地域住民に周知するとともに、構成市町と連携して住宅用火災警報器の普及促進に努めて参りますので、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

○12 番（吉野敏明君） 議長。

○議長（海川正則君） 12 番、吉野敏明君の再質問を許します。12 番、吉野敏明君。

○12 番（吉野敏明君） 答弁ありがとうございました。それでは、追質問をさせていただきます。大項 1 点目、今、理事長から答弁ですと、3 町の合意形成を図りながら事業スケジュールを早期に取りまとめて参りたいという答弁であったのかと思います。10 か年計画によりますと、平成 26 年から着工、着手となっておりますが、今の答弁ですと 26 年着手は難しいと容易に推察するわけなんです、その辺のところを答弁をもう一度お願いしたいと思います。

2 項目目ですね、この答弁をみますと、まあ不感地帯はあるというお話しだったのかと思います。その不感地帯を解消すべく色々な形で運用しているようなんですが、今、当局の考えとして、新たに中継所を増設する必要はないという判断でよろしいのか、その辺のところを答弁して頂きたいと思います。

3 点目、住宅用火災警報器の件ですが、答弁によりますと全国平均を上回っておりますし、大事に至らなかった、そういった事例もあるということは、大変いいのかなと思

いました。この住宅用火災警報器については、先駆者であるアメリカ、イギリスは義務設置になってからですね、火災事故による死亡事故が3分の1位に激減したという統計があったのかと思います。ですから日本においても、こういったことの普及率が伸びることによって火災事故が減少するんだらうなとは思いますが、法令、若しくは条例に基づいた設置が本当にされてるかどうかの調査を当局としてはやっているのかどうか。つまりこの火災住宅用警報器については、台所、若しくは就寝する居間、寝室ですね、2階に寝室がある場合に2階のおどり場に設置するという、これが条例だったと思いますが、今日、この火災事故の件の説明のとおりですね、こういった法令どおりに設置されていればこういった効果が出るんだと思いますが、そういった法令に基づいた設置がされているかどうか、その調査をしてるのかどうかというのを、その辺のところを答弁して頂きたいと思います。以上、追質問とさせていただきます。

○議長（海川正則君） はい、1点目は理事長から。2点、3点目は消防長から答弁をお願いします。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 最初、理事長。

○理事長（風間康静君） はい、先ず1点目の御質問にお答え申し上げます。先程来にもいいました3町、この合意。これが第一義になるだろうと。その後、あと課長会議をして進めていくという形になろうと思います。ですから26年度着工となると本当に難しいってというのは現状ではないかなと。ですからこの3町合意が1日でも早くなれば、どんどん進んでいくと推測するところであります。以上であります。

○議長（海川正則君） はい、消防長。

○消防長（大松敏二君） それでは御質問にお答え致します。中継所の増設を考えているのかという御質問でございますけれども、先程もお話致しましたとおり、各種災害の対応につきましては、現在の無線の運用で何ら支障きたしていない状況でございますので、現在のところは増設についての検討はしておりませんので、どうか御理解を賜りますようお願いを致します。それから住宅用火災警報器の御質問でございますが、法令、条例どおりに設置されているのかと。そしてまたその調査をしているのかという御質問でございますが、この御質問につきましては消防課長の方から答弁させますのでよろしくお願いを致します。

○議長（海川正則君） 消防課長。

○消防課長（咲間定実君） はい、只今の質問についてお答えさせていただきます。法令どお

りに設置されているのかということですが、毎年設置をしております。ただし、これはあくまで各家庭の普及率でございます、法令どおりの設置をしているかどうかということは、現在調査はしておりません。それが現実でございます。もう一つ付け加えさせて頂ければ、今年の初めですね、住宅用火災警報器を台所だけに設置していた住宅で、2階の寝室で寝ていたですね、30代の女性の方が逃げ遅れて亡くなるという火災がありました。住宅用火災警報器を先程お話したとおりですね、廊下とか寝室に設置していれば助かった可能性もありますことから、法令どおりに設置することは極めて重要であると考えております。ですので今後、電池交換等も含めて法令どおりの設置促進に努めて参りますので、御理解賜りますようお願い致します。以上でございます。

○12番（吉野敏明君） 議長。

○議長（海川正則君） 12番、再々質問を許します。

○12番（吉野敏明君） はい、答弁ありがとうございました。それでは、追々質問させて頂きたいと思います。先ず1項目目についてなんですが、（仮称）仙南クリーンセンターの建設を控え、財政負担が大変なことは十分理解はしているところではございますが、柴田斎苑の建設計画につきましては、これまでも当初の計画から幾度も先送りされていると聞いておりますので、建設場所の問題、用地の取得等、工事に着手するまでにある程度の時間が必要だと思っておりますので、ぜひ精力的に進めて頂き、計画倒れにならないようにぜひお願いしておきたいと思っております。

3項目目の住宅用火災警報器については、やはり法令どおりにですね設置するように当局からもやはり、そういった普及、啓蒙活動についてですね、ぜひ徹底して頂きたいということをお願いして追々質問とさせて頂きます。終わります。

○議長（海川正則君） 以上で、12番、吉野敏明君の一般質問を終わります。次に、4番、谷津睦夫君から、登壇発言を許します。谷津睦夫君。

○4番（谷津睦夫君） はい、皆さん、改めてこんにちは。4番、谷津でございます。先ずもって仙南地域広域行政事務組合の理事長並びに理事会の皆様方には、日頃より当組合を構成する2市7町の発展のために、御尽力を賜っておりますことに衷心より感謝を申し上げます。

さて、この度の一般質問であります、既に通告を致しておりました標題の（仮称）仙南クリーンセンター施設整備計画の関連についてであります。これについては、建設予定地の買収及び事業者の選定に向けた取り組み等、既に事業がスタートしたものや進行中の案件となっております。それらについては、これまでに提案若しくは説明がなされております内容や経過及び今後の事業スケジュール等について、私の出身であります角田市議会に逐次報告をし、理解を得るための努力を行って参りました。しかしながら、

過日の臨時議会等において上程・可決されました一般会計の補正予算（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る建設用地取得費及びその財源となる衛生施設整備基金繰入金の追加補正について、これまでと同様に角田市議会全員協議会において報告をし、理解を求めましたが、結果として、議員各位からは数多くの質疑や意見及び強い要望が出されました。私は、これらを受ける立場から、更なる理解を得るための手段の一つとして、当議会の一般質問を活用する形で、これらの意見や要望に対し理事会としての御見解を伺うものであります。

1点目であります、（仮称）仙南クリーンセンターの建設用地について、当初計画では6万4,911平方メートルという広大な用地の取得で説明がなされて参りました。これら当初計画において、何故に広大な用地が必要であったのか。これまでに説明された内容も含め、再度確認のためにお伺いを致します。

2点目、当局として、建設用地の地権者13名を対象に交渉を行って参りました。結果としては1平方メートル当たり506円で12名の地権者からは同意は得たものの、用地中央部分の地権者1名の同意が得られず、1万1,877平方メートルの使用不可地になってしまった旨の説明がありました。その地権者との関係について、用地取得の交渉回数や交渉内容及び争点等について、詳細な経過についてお伺いを致します。

3点目、それらについて、理事会においてどのような議論がなされ、用地取得の変更承認に至ったものなのか詳細な説明を求めます。

4点目、角田市議会全員協議会において、私に託されました下記の意見や要望等について、理事会の見解をお伺い致します。

①今後の取り組みとして、森林法に基づく林地開発申請となりますが、このことにより添付書類でもある「利害関係の同意書等」が得られるものなのかを伺います。

②将来的な問題点及び不安材料として、使用不可地による地権者との汚水や悪臭及びごみ等の飛散があった場合の利害関係による問題の発生等を、どの様に検討し考えておられるのかを伺います。

③建設工事及び造成工事期間に発生する工事中排水、濁水等について、近隣及び使用不可地の地権者等の許可や理解及び問題発生はしないものかについて、どの様に検討し考えておられるのかを伺います。

4点目、この度の使用不可地により、事業区域の範囲、（面積等）が大幅に変更となりましたが、これにより全面的な環境アセスのやり直し等が生じるものなのか。また、その為に工事工程はどの様になるものかを伺います。

5点目、⑤この度の使用不可地により用地制限が増すことが想定されます。このことにより、擁壁等土留めの構造物が多くなるのに伴い、造成工事費の増額や建設工事期間の延長に繋がりがかねないと懸念を致しております。これらについて理事会としての見解を伺うとともに、当初計画において積算をしました事業費の総額及び積算した時期、年

月及び現状、いわゆる震災後における物価変動、人件費や材料費等のスライド方式について、どの様に加味されているものかについて伺います。

最後に⑥角田市議会の結論としまして、上述しました諸問題を勘案した場合の将来的な不安材料や構成自治体による負担増等が懸念されます。現時点において使用不可地の地権者とは合意には至っていないものの、今後、入札説明書に記載されております事業者募集等のスケジュールの期間内、平成26年1月下旬、まあ締結、契約締結ですが、までに再度地権者の理解を得るよう最大限の努力を求めるとともに、当初計画の建設用地に沿った形で事業を推し進めて頂きたいことを総意として要望を申し上げますので、理事会としての御見解をお伺いします。以上でございます。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。議長。谷津議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

先ず初めに答弁に先立ちまして、新ごみ処理施設の設置市町の選定に係る経緯について御説明を申し上げます。新ごみ処理施設の設置市町については、平成10年度から平成12年度にかけて、理事会において慎重に審議された結果、平成12年11月6日の理事会において、角田市内に設置して頂くことを決定し、その旨、平成12年12月27日の開催の組合議会定例会に報告しているところであります。この協議内容を要約して申し上げますと、1点目は、当時、迷惑施設といわれる衛生処理施設は3郡でそれぞれ受け持つということから、刈田郡内には既に最終処分場とリサイクルセンターが設置されていること、柴田郡にあっては、当分の間使用することとなる大河原衛生センターがあり、分担し合うコンセプトから外れてしまうこと、また、将来は、し尿処理部門を受け持つということであったことから、新ごみ処理施設は、先ず伊具郡内に設置をお願いすることとなったものであります。伊具郡内の設置市町については、様々な意見が出されましたが、その立地に当たっては、利便性が図れることの合意のもとに、ごみ運搬の効率性の視点から、できる限りコストの節減を図るため、運搬距離、交通の便等を考慮し、角田市内に設置して頂くよう、全会一致をお願いをしたということであります。

その後、平成14年2月8日の理事会において、角田市長から旧建設候補地でありました角田市毛萱字丸森地内を選定した旨の報告があり、その意向を踏まえ、その地を建設場所として決定したものであります。

しかしながら、その後の各市町を取り巻く財政状況や仙南広域農道の整備状況、柴田郡3町の合併問題といった諸事情等により、この事業が一時減速をせざる得ない状況となったものであります。

平成18年度に至って、新たに大河原町及び柴田町が加わり、2市7町で再度事業を進めることとなったことから、平成18年12月7日の理事会において、先に選定した毛萱字丸森地内の場所にこだわらず、丸森地内も含め白紙の段階から再検討を行うことを角

田市長にお願いしたものであります。

その後、角田市及び組合が共同して、建設計画に係る搬入道路の整備に要する費用が増大すること等から毛萱字丸森地内の搬入道路のルートの再検討や現角田衛生センター地内での建設計画との比較検討等を行う等、様々な検討を行い、角田市においては市議会ごみ処理等対策調査特別委員会に対して御説明をし、その旨理事会においても角田市長から報告を受け、検討して参りましたが、建設場所の決定には至らなかったものであります。

平成 22 年 6 月 30 日に開催された組合議会正副議長並びに理事長及び理事長職務代理者による四者会談を踏まえて、同日開催された臨時の理事会において、（仮称）仙南クリーンセンターの建設用地に関して協議をしております。四者会談においては、組合議会から、角田市として、議会と執行部と市民一本化した理事会に対して提案されるよう要請がありました。

それを踏まえて、その後の理事会において協議した結果、場所については角田市に一任するということを再確認し、角田市全域から 1 か所を見つけて、市議会も全て納得の上で提案して頂くことを合意したものであります。

その結果、平成 22 年 9 月 1 日の理事会において、角田市長から毛萱字丸森地内までの搬入道路の見直し案を市議会ごみ処理等対策調査特別委員会に提案したが、同年 8 月 12 日付けで、市議会議長名で同案については不同意とするとの通知があった旨報告を受けたものであります。このことから、理事会として、再度角田市において候補地の選定に当たって頂くようお願いをしたところであります。

その結果、同年 10 月 5 日の理事会において、角田市長から、新たな建設場所の候補地として毛萱字西ノ入地内として市議会同特別委員会に提案したところ、同年 10 月 1 日付けで、全会一致で同意するとの通知があった旨報告を受け、これを踏まえ、理事会として建設場所の候補地を毛萱字西ノ入地内とすることを決定し、同月 26 日開催の組合議会定例会において、その旨報告をしているところであります。以上が選定場所を決定するまでの経過であります。

それでは、谷津議員の御質問の 1 点目、（仮称）仙南クリーンセンターの建設用地について、当初計画において 6 万 4,911 平方メートルという広大な用地がなぜ必要であったのか再度確認をしたいとの御質問であります。

理事会としては、先ほど建設場所の選定に係る経緯でも申し上げましたとおり、建設場所については、角田市に一任をし、決定後はそれに従うことを合意していたものであります。角田市長から毛萱字西ノ入地内が市議会同特別委員会から全会一致で同意されたとの報告を受けた平成 22 年 10 月 5 日の理事会において、6.5 ヘクタールを開発面積とし、うち 2.6 ヘクタールを平地として利用できるとの報告を受け、理事会としては、その決定に従うことは、かねてからの合意事項でありましたことから、報告のあったと

おりの面積で十分対応できると判断のもと、建設用地として決定したものであります。先程、経過の中でも申し上げましたが、この建設用地の選定に当たりましては、角田市に対して一任をし、市議会も含めて一本化して提案して頂くよう要請したもので、市議会においても十分議論をされ、その上で角田市として提案されたものと考えております。

次に、2点目の用地中央部分の同意が得られなかった地権者1名との用地取得の交渉回数や交渉内容及び争点等についての御質問についてであります。 （仮称）仙南クリーンセンターの整備事業に係る建設用地取得の経過については、先の5月21日開催の議員全員協議会におきまして、建設用地取得に伴います補正予算について議員の皆様へ御説明を申し上げた際に、事務局より詳細について御説明を申し上げ、5月30日開催の組合議会臨時会において建設用地取得の補正予算を御審議頂き議決を頂いたところであります。この建設用地については、建設場所を平成22年度において決定する際、角田市が主体となって組合職員も同行しておりますが、全地権者13名の方々にあたって、全地権者の方々から建設計画に協力する旨の確約を得ていたものであります。

地元対策事業も決定し、周辺住民の皆様からの同意を得たこと等から、平成24年12月から本年4月にかけて組合として、地権者13名を対象に用地交渉を行って参りました。

交渉にあたっては、平成23年度の不動産鑑定及び立木調査、さらには、県が国土利用計画法に基づき毎年公表している周辺地域の標準価格の平成24年度の資料を参考にし、単価を調整し、買収価格を1平方メートルあたり285円として理事会に諮り、平成25年度当初予算に計上し、今年2月議会定例会におきまして議決を頂いたところであります。

しかし、その後、用地交渉が難航し、買収価格を調整した結果、近年の県等の公共団体の用地交渉価格を参考にすると、1平方メートルあたり500円程度が適正であると理事会として判断し、補正予算を計上し、議会に諮り、議決を頂き、用地交渉を進めてきたところであります。

その結果、慎重に交渉を重ねて参りましたが、地権者1名の方からは最後まで同意を得られなかったものであります。地権者本人との用地交渉を進めて参りましたが、その後、地権者本人から家族を含めて、との話しが出されたことから、家族を含めての用地交渉、さらには、その地権者の親族を含めてと話しを出され、親族を含めての用地交渉等、電話での交渉等も含めて誠心誠意努めて参りましたが、平成12年から平成15年にかけて仙南東部広域農道整備時に県に売却した当時の金額、1平方メートルあたり800円の事例があること。また、今年4月から、この広域農道が国道4号線に接続し開通したことの理由等から、当時の金額以上でなければ売却できない旨の話でありました。

このため、理事会において協議した結果、同用地を活用しなくとも、施設計画が可能であるとの判断から、相手方に確認の上、止む無く交渉を打ち切ったものであります。これらについても、事務局から、議員全員協議会で御説明しているところであります。

次に、3点目の購入できなかった土地等について理事会においてどのような議論がな

され、変更承認に至ったものなのかとの御質問についてであります。理事会での議論の経過については、先程答弁したとおりであります。交渉を打ち切った当時、入札参加事業者の応募予定者に対して、入札公告を控えていたことから、先程申し上げたとおり、今回購入できなかった土地を考慮し施設計画ができるものなのか、再度調査検討した結果、計画は可能と判断し、理事会として、この判断を基に用地の変更を行い、計画用地を約5万3,000平方メートルとして、5月8日に建設用地図面を含めて入札公告を行ったところであります。

次に、4点目の角田市議会全員協議会において、議員に付託された意見や要望等についての御質問についてであります。

①の森林法に基づく手続きについてであります。当組合は地方公共団体であることから、森林法に基づく林地開発許可申請は不要となっております。組合としては、別に県林地開発許可制度実施要綱の規定に基づき、県知事と協議をすることとなります。なお、利害関係の同意書等については、事前に県と打ち合わせをした結果、必要は無いとの見解を受けております。

次に、②の将来的な問題点及び不安材料としての、汚水や悪臭及びごみ等の飛散があった場合の対応及び③の工事期間中の排水等に対する対応についてであります。これらについては、DBO方式により入札に参加する事業者に対して遵守すべき事項を明記し公表した要求水準書において、排水をしないクローズドシステムとすること。悪臭及びごみの飛散については、外部に漏れない構造とすること。排水処理施設により十分な濁水対策を行い、また、水質検査の実施を定めております。公害防止対策の徹底や、工事期間中における環境対策等万全の対策を義務を付けておるところであります。さらに、事業者の豊富な経験を活かした、安全で安心できる技術提案を求めており、これらの課題については、事業者選定委員会において十分審査され、問題や不安のない事業者が選定されるものと考えております。

次に、④の生活環境調査のやり直しについては、購入することのできなかった用地を含めた角田市毛萱字西ノ入地内に関する建設用地の全般について、調査を実施したものであることから、再調査の必要は無く、今後の工程にも影響が無いものと考えております。

次に、⑤の御質問についてであります。

はじめに、用地面積が減少したことに伴う用地制限についてであります。今回の（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業の事業者の選定にあたっては、公平性、透明性の確保の観点から処理方式を限定せずに造成計画も含めて広く技術提案を求め、技術的能力の審査に加え、価格面を含めて評価する総合評価一般競争入札方式により選定することとしております。その中で造成計画については、事業者において要求水準書に示す内容に基づき、事前に公表している予定価格の範囲内において、造成計画を実施し提案

をすることとしております。このため、擁壁等土留めの構造物が多くなるのに伴い、造成工事費の増額に繋がるとの御質問については、一概に限定できるものではなく、必ずしも造成工事費の増額に繋がるものではないと考えております。理事会と致しましては、事業者によっては、計画性に優れ、かつ、低コスト化が図られる造成計画が提案されるものと期待をしているところであります。

次に、建設工期の延長に繋がるとの御質問については、同等の施設規模の場合の基準的な期間である3年間よりも長い3年3ヶ月を見込んでおりますので問題のないものと考えております。

次に、事業費の積算の時期については、平成25年2月に開催した第214回議会定例会において可決をして頂きました平成25年度一般会計予算のうち、債務負担行為の設定段階において事業費の積算を実施し、内容については議員の皆様の説明をしているところであります。その後、入札公告前の本年4月から5月にかけて再度事業費の精査を実施しております。

次に、震災後における物価変動の加味については、事業者においては入札額を算定する時点における現状の物価変動状況を加味した価格をもって入札額とするのが通例であると考えております。しかしながら、本整備運営事業については、建設工事期間が約3年間、運営期間が15年間、計18年間と長期の契約期間となることから、工事期間の物価変動にあつては、工事請負契約書の定めるところにより契約締結日からの物価変動状況により増額または減額が発生した場合には変更することとなっております。また、運営期間の物価変動にあつても、既に平成25年度当初予算における債務負担行為を設定した際に御説明したとおり、廃棄物処理量の変動による増減額及び物価変動等による増減額を加味するよう運営事業委託契約書に定めることとしております。

次に⑥の購入に至らなかった土地に関する角田市議会の結論との御質問については、先程答弁したとおり、地権者から用地の決定段階では角田市が主体となって、クリーンセンターの整備に関しては御理解頂き、協力する旨の返答は得ていたものでありますが、用地の価格の合意に達することができなかったものであります。また、入札公告後の本年5月20日から同月の5月24日までの間の参加予定事業者からの質問を受け付けをしたところ、要求水準書案では建設予定面積を約6.5ヘクタールとして公表していたものを変更して、約5.3ヘクタールとして示した要求水準書に対して、何ら質問もなかったものであります。先程も答弁致しましたが、当初計画の建設用地から購入することのできなかった土地を除いてもクリーンセンターの建設が可能であるかの調査をしたところ、建設が可能であることの確認を得たところであり、理事会としては購入する予定はありません。以上です。

○4番（谷津睦夫君） 議長。

○議長（海川正則君） 4番谷津睦夫君の再質問を許します。

○4番（谷津睦夫君） はい。只今、通告しておりました一般質問に対して、理事会としての統一した見解と答弁を頂きました。これら答弁なされました内容については、私は大筋を理解しました。説明された内容についてはですね。帰り次第、議会の方に報告し、理解を求めるような努力をしてみたいと考えておりますが、そのためにも、これから3点についてですね、再質問と言いますか、確認をさせて頂きたいというふうに思っています。

先ず1点目であります。先ず角田市並びに角田市議会はですね、同意をしたという旨で広域理事会の方に上程をしております。そういう意味では、この西ノ入地区に対して、反対を唱えているわけではないということを御理解賜りたい。そういう意味では当初計画が6.5ヘクタールの開発面積で、2.6ヘクタールの平地としての利活用をする内容でありました。結果としては、地権者との関係も有り、5.3ヘクタールの開発面積となったわけではありますが、平地の利活用面積はどのようになっていくものなのか、説明されてないわけですね、6.3から5、あつごめんなさい。6.5から5.3になったわけですが、建設可能であると、ということは2.6という部分は担保されているものなのか。そういう意味で建設工事面積としては問題無いという答弁になってるものなのか、その辺について確認をしたいと思います。

また、当然1万1,000平方メートルあたり減ってくわけなんです。それに伴って造成並びに建屋工事、建設なりですね、やる際の建設機材、又は建設そのままの材料等のストックするヤードがですね、十分に確保できるものなのか確認のため、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に平成22年度において、先程の答弁ですが、角田市が主体となり組合職員も同行して、全地権者から協力を得る旨の確約を得た、の答弁でありました。その後、平成24年12月から本年4月にかけて、組合として交渉してきたとありますが、結果として地権者1名の同意が得られないままに現在に至ったわけでありました。それらの内容については、4者会での議長からの要望に対して、本日の回答書で大筋は理解はするものの、これらの用地取得の交渉において、組合当局者の誰が、いつ、どの様な手段で接触したのか、電話等において18回としか記載されておりません。日時は載っております。しかし、組合当局者の誰が、どのような話しをしたのか、という部分について具体的に確認をしておきたいと思います。

3点目ではありますが、積算関係の答弁において、建設工事期間が約3年間。概ね3年3か月ですね、運営期間が15年間と長期の契約になることから、契約締結日から物価変動状況により、増減による変更は有り得るものと理解を致しました。答弁の内容からするとですね。この件については、先の5月十何日だったっけかな、5月の全員協議会、あつ全員、議員全員協議会の席上において、私から何度も確認を求める質問を行っていましたが、回答としてはコンサルが大丈夫と言っている等の曖昧な答弁内容でありま

した。また、この度の角田市議会を代表して質問を行ったわけでありますが、この内容については、この席上において、今回通告している内容を質問している。大筋を質問しているわけでございます。しかしながら、持ち帰って角田市議会の議員の皆さんに説明するような内容の答弁に至らなかった。得られなかった。そのために、結果として同じような質問が、遠回りをしたような形で、この場で行われるようになってしまったわけです。そういう意味では、私からの理事会へのお願い事なんです、これから事業者選定と重要な時期が入って参ります。そういう意味では今回、このようなことでですね、遠回りしたくないんです。説明するべきは説明して、理解を得るべき所は得るような努力も理事会として、又は助役いますけど、全員協議会の中で堂々と説明して欲しい、そんなことをやらないがために、こんな遠回りの一般質問の通告になってしまったという部分は御理解願いたいんです。この3点について、理事長の、理事会の、大きく分けて3点です。答弁を求めたいと思います。

○理事長（風間康静君） はい。議長。

○議長（海川正則君） はい。風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。先ず1点目、2点目、多分4点目もそうなるんですが、DBO方式だということを先ず御理解頂きたい。今回は。ですから、今回はどの様に造っていくかというのは、建設会社が、建設をする方が我々に、こういう方法でやりますよというのを示してくるんです。それを先ず御理解頂きたいと。その辺がちょっと、若干違うのかもしれない。ですから、こういうふうに、ですから平地の2.6は取れるだろうという。ところが会社側が、相手会社側が十分ですよと。あの先程言った、あの大きさを大丈夫ですよと。向こう側が質問してこないということは、出来るということを相手方が言っているということだと思っております。ですから、今回も先程捉えてた公平性を保つために、理事会に、理事の政治家も議員も入れてないのはそこなんです。ですから相手方が何件、先程言いましたが、何、どれだけの会社が来るかも公表しません。決定した時点で公表します。ですからそういうことも御理解を頂きたいと思っております。私達はあの、決まったことは全て報告をしてるつもりなんです、どうも伝わってないようですので、そういう点は、反省すべき所は反省すべきとして、これから一緒に進めていければ、思っています。誰がにつきましては、また答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（海川正則君） はい。助役。

○助役（岩間利裕君） それでは、谷津議員の、すいません、3、2点だったですか、用地交渉で具体的に誰が、何回というようなお話しでございまして、今回の用地交渉にあたりましては、そのことに責任の持てる者を交渉にあたらせております。その結果、交渉に至らなかったということでございまして、その者らが用地交渉を重ねて、その都度、交渉の結果を受けて協議致しまして、交渉を繰り返し、誠心誠意用地交渉にあたってきた

たところであります。回数だけを申し上げますと18回位の延べ回数ということになっております。以上でございます。

○4番（谷津睦夫君） 議長。

○議長（海川正則君） 谷津睦夫君の再々質問を。

○4番（谷津睦夫君） はい。あの、理事長あの、DBO方式ってということで説明しましたが、私は事業者選定の話は、全然一般質問してないんです。どちらかという、用地選定に絡んでの不安材料を質問しているわけです。そういう意味では、まあ理事長の部分で、質問が無かったと、事業者から質問が無かった。そういう意味では2.5か6か、その辺で建設工事は出来るものと理解していると、理事長の答弁で理解は致しました。ただあの筋違いで事業者選定の方に私は質問しておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。それと、今、助役さんの方からですね、まあ一定の責任ある人ということでやってるんですけど、議長これねえ、まあ、今、やり取りやったってしゃあないんで、やはり誰が、どこにあたって、どこに今後の交渉事、私、交渉事っていうのはね、夜討ち朝駆け三顧の礼。誠意を持ってあたるんだという部分というのは、絶対必要不可欠だと思ってるんですよ。今後ねえ、同じような間違いが起これないためにも、やはり厳しくチェックしておかなくちゃいけない。思ってるんです。今回のことが良いの悪いのじゃなくて、やはりそれだけの誠意を持って、交渉事にあたったのか、これをまあ、この場で確認しても、助役さん苛めることになるからいいですけど、議長申し訳ないですけど、要望ですけど、これを四者会談、何かで今後、詳細資料を求めていきたいなと思ってます。まあ、必ず求めるわけじゃないんですが、御配慮お願いしたいと思います。以上、申し上げまして、再々質問を終えたいと。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。議長。あの、土地の問題。先程来からずっとお話しをしてましたとおり、あのその部分において、これはDBO方式で、あの部分こういうふうにし出すというのを要求水準書を含めて、全て出してやるのがDBOなんです。ですからストックヤードとかあの部分は、向こうがしっかりと、それを当たり前に確認をしてやることなんです。さっきの濁水の分に関しても。悪臭に関しても。それを要求水準書として、こっちは出してるということ。それがDBO方式、やってるということを先ず御理解頂きたいと思います。以上です。

○議長（海川正則君） 以上で4番谷津睦夫君の一般質問を終わります。これをもって今定例会における一般質問を終結致します。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（海川正則君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告についてを議題と致します。報告を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。報告第3号については、専決処分の報告であります。本件については、5月30日の第216回議会臨時会の行政報告で申し上げましたが、去る4月2日、総務課長佐藤克也が七ヶ宿町内で惹起した公用車の物損事故であります。その後、保険会社を通じ、5月10日付けをもって事故の相手方である七ヶ宿町在住の大和美子氏と和解が成立致しました。内容ですが、損害額25万1,538円の100パーセントを組合加入の保険で対応するものです。本事案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく理事会の専決処分の指定事項に定める損害賠償の範囲であり、かつ、これに伴う和解であることから、理事会において専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。なお、本人の佐藤克也に対する処分として、今回の事故は運転者の注意力不足と気の緩みにより惹起したものであり、当事者が他職員の模範たるべき立場にある管理職員である点を勘案し、助役を長とする職員分限懲戒審査会からの答申を受け、今後を戒めるため、文書による嚴重注意処分を行ったところであります。以上、御報告いたします。

○議長（海川正則君） 以上で専決処分の報告は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。以上で報告第3号を終わります。

日程第6 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（海川正則君） 日程第6、報告第4号繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。報告第4号、繰越明許費繰越計算書について御報告を致します。平成25年3月27日の第215回議会臨時会にてお認めを頂きました平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計の繰越明許費について、白石消防署蔵王出張所及び大河原消防署川崎出張所の2箇所の消防庁舎建設事業で、計1億6,356万4,000円を平成25年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。繰り越しの詳細は資料に記載のとおりであります。先程の行政報告で申し上げましたように、既に引渡しを終え、新庁舎にて執務を開始しております。以上、御報告を致します。

○議長（海川正則君） 以上で繰越明許費繰越計算書についての報告は終わりました。これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。以上で報告第4号を終わります。

日程第7 第12号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（海川正則君） 日程第7、第12号議案教育委員会委員の任命についてを議題と致します。ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。議員の方々は直ちに議員控室

にお集まりをお願いします。

午後4時10分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（海川正則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。第12号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。12号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。当組合の教育委員会委員でありました守谷信晴氏より平成25年6月30日をもって退職したい旨の申し出があり、教育委員会及び理事会においてこれに同意致しております。このため、当組合の教育委員に欠員が生じたので、新たに川崎町教育委員会教育長である佐藤芙貴子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏は、長らく学校教育に従事され、平成20年7月から川崎町教育委員会教育長の職にありますが、社会教育、生涯教育の分野にも精通されており、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任の方と存じます。何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略致します。

直ちに採決に入ります。ただ今、議題となっております第12号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第12号議案は、これに同意することに決定致しました。

ただ今、教育委員会委員の任命に同意されました、佐藤芙貴子さんから挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐藤芙貴子さん。誰か御案内してください。入室した際は、拍手で迎えて頂きたいと思います。

〔教育委員 佐藤芙貴子君 入場〕

○教育委員（佐藤芙貴子君） 川崎町教育委員会教育長の佐藤芙貴子です。この度、広域の教育委員の任命を受け、身の引き締まる思いでいます。微力ですが皆様方の御指導頂きながら、今後一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

○議長（海川正則君） どうもありがとうございます。

○教育委員（佐藤芙貴子君） 失礼致します。

○議長（海川正則君） どうもありがとうございました。

日程第8 第13号議案 角田消防署丸森出張所庁舎建設工事請負契約の締結について

○議長（海川正則君） 日程第8、第13号議案角田消防署丸森出張所庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題とします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第13号議案、角田消防署丸森出張所庁舎建設工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。丸森町字千刈場に設置しております角田消防署丸森出張所は、昭和49年3月の竣工以来、地域の防災拠点施設として役割を担って参りましたが、平成21年度に実施した耐震診断の結果において、耐震判断指標を満足していないことから、平成25年度内の完成を目指して、丸森町所有の同町字鳥屋地内に新築、移転しようとするものであります。入札参加業者については、当組合に登録されている建築業者で、圏域内に本社又は営業所を有する22者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る5月28日に入札を行った結果、株式会社本田組を契約の相手方と定め、契約額1億7,640万円をもって、6月3日付けで工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、参考と致しまして、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結致します。

これより第13号議案、角田消防署丸森出張所建設工事契約の締結についてを採決致します。この採決は起立採決によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第14号議案 （仮称）仙南クリーンセンター建設用地の取得について

○議長（海川正則君） 日程第9、第14号議案（仮称）仙南クリーンセンター建設用地の取得についてを議題と致します。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。第14号議案、（仮称）仙南クリーンセンター建設

用地の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。この関係については、去る5月30日の第216回議会臨時会にて建設用地取得費の追加補正をお認め頂き、その後、1平方メートル当たり506円をもって5万3,034平方メートルを購入することで地権者12名と建設用地売買契約を締結、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、取得用地の内容に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結致します。

これより第14号議案、（仮称）仙南クリーンセンター建設用地の取得についてを採決致します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願い致します。

〔賛成者起立〕

- 議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第15号議案 化学消防ポンプ自動車の取得について

- 議長（海川正則君） 日程第10、第15号議案化学消防ポンプ自動車の取得についてを議題と致します。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

- 理事長（風間康静君） はい、議長。第15号議案、化学消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。現在、白石消防署に配備しております化学消防ポンプ自動車は、平成6年9月に日本損害保障協会から寄贈頂いて以来18年が経過し、車体本体の劣化とともに、ポンプ及び内部配管並びにエンジン各部の老朽化が著しく、化学消防ポンプ自動車としての機能が低下し、火災時における送水操作等に支障をきたす懸念がある状況から、消防車両の更新計画に基づき、更新配備を行うものです。入札参加業者については、資格、信用、保障能力ともに十分である化学消防自動車の製造及び納品メーカー9者を指名し、地方自治法施行令第167条第2号の規定により、去る6月24日に入札を行った結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格7,245万円をもって、同月28日付けで物品売買契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、参考と致しまして、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結致します。

これより第 15 号議案、化学消防ポンプ自動車の取得についてを採決致します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 第 16 号議案 平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（海川正則君） 日程第 11、第 16 号議案平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。理事長から提案理由の説明を求めます。
風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。第 16 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。今回の補正は、歳出予算の総務費と教育費及び消防費と予備費における金額の増減であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。補正の内容は 2 点あり、はじめにホームページデータ移設等委託料であります。当組合のホームページの運営にあたり、必要なデータを組合のサーバ間で移設する業務を追加委託するため、総務費の企画費 25 万 2,000 円を追加するもので、この財源と致しまして、教育費のふるさと市町村圏基金の利子積立金から同額を減額するものであります。

2 点目が、白石消防署に隣接する土地に、訓練用スペースを確保するための場内舗装工事など必要な外構工事費として、消防費に 598 万 9,000 円を追加するものであります。消防施設の敷地については、当該市町から無償貸与を受け、組合で使用させて頂く慣例となっております。白石消防署については昭和 56 年の庁舎移転後、基幹消防署として機能を果たすべく、整備、装備等の充実を進めて参りましたが、それに伴い隊員の救助訓練、消火訓練に充てるスペースが手狭となっている状況であります。このため、白石市が所有する消防署西側に隣接する約 300 平方メートルを新たに無償貸与して頂き、訓練用スペースを確保するための場内舗装工事などを実施し、同署が管理する蔵王出張所、七ヶ宿出張所を含めて、安全、安心のまちづくりを推進するものであります。工事内容については、既設フェンス等の撤去、場内の舗装、境界フェンスの新設等で、これに要する経費については、予備費を減額し、歳入歳出の調整を図るものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結致します。

これより第 16 号議案、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を採決致します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立総員であります。よって第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（海川正則君） お諮り致します。本日付けで 12 番吉野敏明議員他 8 名の議員から、地方自治法第 112 条及び当組合議会会議規則第 13 条の規定に基づき、議発第 1 号仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部改正及び議発第 2 号仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部改正が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題と致したいと思います。これに御異議ありませんか。（「なし」の声あり）御異議なしと認めます。よって、議発第 1 号仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部改正及び議発第 2 号仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部改正を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定致しました。

追加日程及び議案書配布のため、暫時休憩致します。

（午後 4 時 35 分 休憩）

（午後 4 時 36 分 再開）

○議長（海川正則君） 再開致します。追加日程第 1、議発第 1 号及び議発第 2 号を一括議題と致します。提出者の提案理由を求めます。12 番吉野敏明君登壇、説明願います。

○12 番（吉野敏明君） はい。12 番吉野敏明であります。提案理由の前に、議員提案議案書の 1 ページと 3 ページを御覧願います。議発第 1 号、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例及び議発第 2 号、仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第 112 条及び仙南地域広域行政事務組合議会会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出致します。平成 25 年 7 月 23 日提出。仙南地域広域行政事務組合議会議長、海川正則殿。提出者、仙南地域広域行政事務組合議会議員、吉野敏明。賛成者、仙南地域広域行政事務組合議会議員、佐藤英雄議員他 7 名であります。

それでは一括して提案理由を申し上げます。初めに議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。御承知のとおり地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号が平成24年9月5日に公布され、平成25年3月1日から施行されているところであります。この改正におきまして、法律で定められていた委員の選任方法、在任期間等について、条例に委任されましたことから、特別委員の任期に関する規定を整備するため、本条例を改正しようとするものであります。

続きまして、議発第2号、仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。この一部改正につきましても平成24年9月5日に公布、施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされましたことから、所要の規定を整備しようとするものであります。詳細につきましては、議発第1号、2号とも議員提案参考資料の新旧対照表のとおりであります。議員全員協議会で説明申し上げておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。議員各位におかれましては、慎重に御審議を頂き、御賛同賜りますようお願い申し上げ説明と致します。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結致します。

これより、議発第1号、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決致します。この採決は、起立によって行います。議発第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、議発第1号は可決されました。

次に議発第2号、仙南地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。議発第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、議発第2号は可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了致しました。

これもちまして、第217回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会致します。
大変御苦勞様でございました。

午後4時43分 閉会